

診断書（証明書）

日付	
受取保育士名	

患者氏名： 生年月日：令和 年 月 日

住 所：

上記患者は、インフルエンザに感染しているものと診断いたします。

臨床診断

簡易キット	使用無し	A	B	陰性
-------	------	---	---	----

症状出現日： 月 日

診断日：令和 年 月 日

医療機関名：

医師氏名：

印

医師の記入は任意と致します。

* 学校保健安全法施行規則第19条第2項によると、インフルエンザによる出席停止期間の基準は、「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで」とされています。

保護者記入欄

下記のとおり、発症した後5日を経過（6日目）し、解熱後3日を経過しましたので、出席停止措置の中止をお願いいたします。

発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
月 日 ()	月 日 ()	月 日 ()	月 日 ()	月 日 ()	月 日 ()	月 日 ()	月 日 ()	月 日 ()
朝 _____℃	朝 _____℃	朝 _____℃	朝 _____℃	朝 _____℃	朝 _____℃	朝 _____℃	朝 _____℃	朝 _____℃
夕 _____℃	夕 _____℃	夕 _____℃	夕 _____℃	夕 _____℃	夕 _____℃	夕 _____℃	夕 _____℃	夕 _____℃
※『夕 _____℃』は、最終の体温を記入下さい。								
発 症	解 熱	平 熱	平 熱	平 熱	平 熱	登園可能		
発 症	発 熱	解 熱	平 熱	平 熱	平 熱	登園可能		
発 症	発 熱	発 熱	解 熱	平 熱	平 熱	平 熱	登園可能	
発 症	発 熱	発 熱	発 熱	解 熱	平 熱	平 熱	平 熱	登園可能

令和 年 月 日

生徒氏名：

保護者氏名：

印

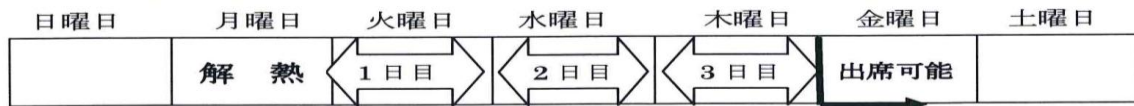
※ 学校保健安全法施行規則第 19 条における出席停止の期間の基準について

- 第一種……治癒するまで
- 第二種（結核、髄膜炎菌性髄膜炎を除く）……次の期間（ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りでない）
 - ・ インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）及び新型インフルエンザ等感染症を除く）……発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日（幼児にあっては 3 日）を経過するまで
 - ・ 百日咳……特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
 - ・ 麻疹……解熱した後 3 日を経過するまで
 - ・ 流行性耳下腺炎……耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
 - ・ 風しん……発しんが消失するまで
 - ・ 水痘……すべての発しんが痂皮化するまで
 - ・ 咽頭結膜熱……主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
- 結核、髄膜炎菌性髄膜炎及び第三種……病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

※出席停止の日数の数え方について

日数の数え方は、その現象が見られた日は算定せず、その翌日を第 1 日とします。「解熱した後 3 日を経過するまで」の場合、例えば、解熱を確認した日が月曜日であった場合には、その日は日数には数えず、火曜（1 日）、水曜（2 日）、木曜（3 日）の 3 日間を休み、金曜日から登園許可ということになります（図）。

図 「出席停止期間：解熱した後 3 日を経過するまで」の考え方



また、インフルエンザにおいて「発症した後 5 日」の場合の「発症」とは、「発熱」の症状が現れたことを指します。日数を数える際は、発症した日（発熱が始まった日）は含まず、翌日を第 1 日と数えます。

